

令和5年4月6日
(一社)日本電設工業協会
事務局

会員各位

令和5年4月6日、国土交通省不動産・建設経済局 建設業課 よりメールにて下記の周知依頼を受けました。

記

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準改正について

(周知依頼文より抜粋)

各位

平素より大変お世話になっております。

国土交通省不動産・建設経済局建設業課です。

今般、厚生労働省より、自動車運転者の労働時間等の労働条件について、リーフレット等の周知依頼がございましたので、ご参考までに情報提供させていただきます。

【内容】

自動車運転者の労働時間等の労働条件については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」といいます。)等において、その改善が図られてきたところですが、令和4年12月23日付けで改善基準告示が改正されました。

この度、その内容を運送事業者、自動車運転者、発注者の方々等に幅広く周知するため、以下の周知用のリーフレット等を作成いたしました。

12月23日の改正時に送付させていただいていたリーフレットに加え、新たにパンフレット等も作成の上、厚生労働省HPに掲載いたしましたので、ご活用ください。



【リーフレット等】

※HPに掲載をしていないものはデータを添付させていただいております。

- ・厚生労働省・国土交通省連名文書（添付）
「自動車運転の業務への時間外労働の上限規制、改善基準告示の適用に向けた周知について（トラック運転者）」
- ・リーフレット「トラック運転者の改善基準告示が改正されます！」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001071672.pdf>
- ・ポスター「改善基準告示が改正されます！」（添付）
- ・リーフレット「STOP！長時間の荷待ち」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001035190.pdf>
- ・「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」
※リンク先はリーフレットではなくセンターのご案内ページになります。
<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/consultation>
- ・パンフレット「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001080310.pdf>

【ご参考】厚生労働省 HP

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）

上記のリーフレット等に加え、改善基準告示、通達等についても掲載しております。

ご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html

各団体のご担当者様におかれましては、傘下の建設業者に対するご周知にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

令和 5 年 3 月 13 日

厚生労働省
国土交通省

自動車運転の業務への時間外労働の上限規制、改善基準告示の
適用に向けた周知について（トラック運転者）

平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動車運転の業務については、長時間労働の背景に取引慣行など、個々の事業主の努力では解決できない課題があることから、現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の改正に伴い、令和 6 年 4 月 1 日から、時間外労働の上限を原則として月 45 時間、年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも年 960 時間とする規制が適用されます。

併せて、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準告示」という。）についても、過労死等の防止の観点から見直しを行い、令和 6 年 4 月 1 日から改正された改善基準告示が適用されます。

上限規制及び改正された改善基準告示の円滑な適用のためには、荷主等と自動車運転の業務を行う事業者とが協力して、取引環境そのものを変えていく必要があることから、関係省庁で連携し、自動車運転の業務を行う事業者、荷主等の関係者に対し、あらゆる機会を捉えて、これらの改正事項並びに取引環境及び長時間労働の改善について周知を行うとともに、トラック運転者の労働環境の改善を強力に進めるため、荷主等に対して、国土交通省においては長時間の荷待ち等、荷主の違反原因行為が疑われる場合には法に基づく働きかけ・要請等を、厚生労働省においては恒常的な荷待ちを発生させないこと等について労働基準監督署による要請等をそれぞれ実施しているところです。

つきましては、別添を御活用いただき、トラック事業者の皆様におかれましては、上限規制及び改正された改善基準告示の適用に向けた準備を開始いただくとともに、荷主等の皆様におかれましては、トラック事業者が改正された改善基準告示の内容を遵守できるよう、長時間の荷待ちを発生させないこと等について、御理解・御協力をいただきますよう、よろしく御礼申し上げます。

令和
6年4月~
適用

事業主の皆さんが?
ご存じですか?

改善基準告示が 改正されます!

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

